

## 中部運輸局自動車交通部

平成29年7月21日 14時00分発表

連絡先  
国土交通省中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官 中山、大石、石野  
TEL 052-952-8038  
国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局  
輸送監査担当 二輪、金森  
TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

## 乗合バス事業者に警告書を交付

平成29年2月23日に岐阜運輸支局が濃飛乗合自動車株式会社の神岡営業所に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり警告書を交付したのでお知らせします。

## 記

- 警告書を交付した事業者及び営業所  
事業者名：濃飛乗合自動車株式会社（代表取締役社長 齋藤 尚正）  
住所：岐阜県高山市花里町6丁目65番地  
営業所：神岡営業所（岐阜県飛騨市神岡町船津1950）
- 警告書を交付した日時及び交付場所  
平成29年7月21日（金） 午前11時  
中部運輸局 岐阜運輸支局（支局長：古屋 勝治）  
岐阜県岐阜市日置江2648-1
- 監査実施の端緒  
平成28年4月22日、飛騨清見IC付近において、オーバーヒートを示す警告灯が点灯していたにもかかわらずそのまま運行を継続し、高温化した冷却水によって車内配管を破裂させ乗客に負傷を与えたとして岐阜県公安委員会から通知があったことから、立入り監査を実施した。
- 違反内容及び違反条項  
①届出を行わず営業所別配置車両数の変更をしていた。  
（道路運送法第15条第3項）  
②主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況  
当該行政処分等により付された違反点数 0点  
当該事業者の累積違反点数 2点